

議案第28号

三芳町立学校設置条例の一部を改正する条例

三芳町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年3月9日提出

三芳町長 林 伊 佐 雄

提案理由

三芳町立上富小学校を廃止し、三芳町立三芳小学校に統合するため、本条例を改正したく、提案するものである。

三芳町立学校設置条例の一部を改正する条例

三芳町立学校設置条例（昭和45年三芳町条例第6号）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、オをエとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。

（三芳町学童保育室設置及び管理に関する条例の一部改正）

2 三芳町学童保育室設置及び管理に関する条例（昭和49年三芳町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号を削る。

参考

三芳町立学校設置条例 新旧対照表

改正後	現行
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校</p> <p>ア 三芳町立三芳小学校 入間郡三芳町大字北永井343番地</p> <p>イ 三芳町立唐沢小学校 入間郡三芳町大字藤久保410番地2</p> <p>ウ 三芳町立藤久保小学校 入間郡三芳町大字藤久保723番地</p> <p>エ 三芳町立竹間沢小学校 入間郡三芳町大字竹間沢550番地1</p> <p>(2) 略</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 小学校</p> <p>ア 三芳町立三芳小学校 入間郡三芳町大字北永井343番地</p> <p><u>イ</u> <u>三芳町立上富小学校</u> 入間郡三芳町大字上富1267番地4</p> <p>ウ 三芳町立唐沢小学校 入間郡三芳町大字藤久保410番地2</p> <p>エ 三芳町立藤久保小学校 入間郡三芳町大字藤久保723番地</p> <p>オ 三芳町立竹間沢小学校 入間郡三芳町大字竹間沢550番地1</p> <p>(2) 略</p>

参考

三芳町学童保育室設置及び管理に関する条例 新旧対照表（附則第2項関係）

改正後	現行
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学童保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 学童保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(6)まで 略</p> <p><u>(7) 三芳町立上富学童保育室 三芳町大字上富1267番地4</u></p>